

○喬木村事後審査型一般競争入札実施要綱

令和3年3月11日

告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、喬木村が発注する建設工事の一般競争入札において、開札後に入札参加資格要件の確認審査を行い、落札を決定する方式の入札の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、喬木村財務規則（昭和58年規則第2号。以下「財務規則」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が5,000万円以上の工事とし、その適否は、その都度、喬木村建設工事請負人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、決定するものとする。ただし、設計金額が5,000万円以上の工事であっても、工事の性質、目的その他特別の理由により、一般競争入札の対象外とすることができる。

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札の入札参加資格は、喬木村の入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者のうち、入札公告日（第5条の規定による公告を行った日をいう。以下同じ。）から落札決定日（第13条の規定により落札者を決定した日をいう。以下同じ。）までの間において、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 対象工事に共通する入札参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 建設工事等入札参加資格者に係る村又は長野県の指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 建設工事入札参加資格を有する者であること。

オ 有効な経営事項審査を有している者であること。

(2) 対象工事ごとに定める入札参加資格要件

ア 本店、営業所等の所在地に関する要件を満たしていること。

イ 工事の種類に関する要件を満たしていること。

ウ 資格総合点数に関する要件を満たしていること。

- エ 建設業許可の区分に関する要件を満たしていること。
- オ 技術者の選任配置に関する要件を満たしていること。
- カ 同種又は類似工事の施工実績に関する要件を満たしていること。
- キ その他村長が定める要件を満たしていること。

2 前項の対象工事ごとに定める要件は、選定委員会において決定するものとする。

(資格者名簿に登載されていない者等の取扱い)

第4条 一般競争入札において共同企業体の参加を認める場合は、必要に応じ、個々の入札案件ごとに入札参加資格要件を定め、次条の規定による公告で明らかにするものとする。

(入札の公告)

第5条 村長は、対象工事を一般競争入札に付するときは、政令第167条の6及び財務規則第106条の規定により、喬木村公式ウェブサイトへの掲載により公告するものとする。

2 村長は、次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

- (1) 入札に付する工事名及び工事概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札心得に関する事項及び設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）を示す方法に関する事項
- (4) 質問の受付及び回答に関する事項
- (5) 入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）の提出方法、入札の執行、開札に関する事項
- (6) 入札書の不受理、無効に関する事項
- (7) 落札者の決定、入札参加資格要件の審査に関する事項
- (8) 入札保証金、支払条件、工期、工事費内訳書及び契約保証に関する事項
- (9) その他本競争入札の手続きに関し必要な事項

3 前項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、当該入札期日から起算して少なくとも10日前（喬木村の休日を決める条例（平成元年条例第22号）第1条に規定する喬木村の休日（以下「休日」という。）を含む。）までに行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、その期限を当該入札の期日前5日（休日を含む。）までとすることができる。

(設計図書等の閲覧)

第6条 村長は、対象工事の設計図書等を閲覧、貸出又は配布のいずれかの方法により供覧するものとする。

2 前項による閲覧の期間及び場所は、入札公告において明らかにするものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第7条 設計図書等に対する質問を行う場合は、入札公告の日から入札書等提出期限の日までの間に設定する期間内に、所定の質問書に質問事項を記載のうえ提出するものとする。

2 村長は、入札参加者に対して、前項の質問に対する回答を速やかに喬木村公式ウェブサイトに掲載するものとする。

(現場説明)

第8条 現場説明会は、特に必要な場合を除き、原則として行わないものとする。

(入札書等の提出方法)

第9条 入札書等は、入札公告で指定する期日までに、企画財政課へ持参又は郵送により提出しなければならない。

2 入札書等は、次の方法により提出しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事名、工事箇所名及び入札者の商号又は名称等を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び工事費内訳書を入れ、封筒の表面に、開札日、工事名、工事箇所名、入札者の商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先を記載すること。

(4) 郵送で提出する場合は、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法によることとし、入札公告で指定する期日までに到達しなければならない。提出期限を過ぎて到達した入札書は受理しないものとする。

(入札書等の受理、管理)

第10条 前条の規定により提出された入札書等について、第3条第1項第1号アからエに規定する要件等を満たしていることを確認するものとする。

2 受領した入札書等は、施錠できる保管場所で管理するものとする。

3 入札書等の到達の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

4 一度提出された入札書等の書換え、引き換え又は撤回は認めないものとする。

(入札経過書の作成)

第11条 工事事務担当者は、開札日の前日に、外封筒の表記をもとに入札経過書を作成するものとする。なお、いかなる理由があっても外封筒を開封してはならない。

- 2 入札経過書には、入札参加資格要件に合致しないことが明らかである者を除き、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

(開札及び落札候補者の決定)

第12条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札執行回数は、入札公告において別の定めがある場合を除き1回とし、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、開札を終了するものとする。
- 3 開札は公開とし、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- 4 開札の結果、予定価格以下で最低価格を提示した者（最低制限価格未満での入札者を除く。）から順次入札者名、入札金額を公表し、落札を保留し、有効な最低価格入札者から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。
- 5 予定価格以下で同一の最低価格を提示した者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に立ち会っていないときは、第3項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。
- 6 外封筒及び中封筒は、入札書等とともに保存するものとする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第13条 落札候補者に対し、速やかに落札候補者となった旨を電話、ファクシミリ又は電子メールにより連絡するとともに、入札公告に示す入札参加資格要件審査書類の提出を求めるものとする。提出のあった審査書類を審査し、第3条の入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格以下で応札した次順位者（最低制限価格未満での入札者を除く。）から確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行うものとする。

- 2 第1項の審査により落札者を決定したときは、当該落札者に電話、ファクシミリ又は電子メールにより連絡し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。
- 3 第1項の審査において入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
- 4 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(入札参加資格要件を満たしていないと認めた者に対する理由の説明)

第14条 前条第4項の規定による通知を受けた者で、入札参加資格要件を満たしていないと認められたことに不服があるものは、通知の日の翌日から起算

して10日以内（休日を除く。）に、村長に対して書面により当該要件を満たしていないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 村長は、前項の規定により説明を求められたときは、前項の書面を受け付けた日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

3 前2項の規定による説明の求め及び回答は、前条の事務の執行を妨げないものとする。

（入札書等の不受理）

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しないものとし、入札書不受理通知書により、当該入札者に通知するものとする。

（1） 第9条の規定によらず提出された入札書等

（2） 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した入札書等

（3） 外封筒表記の開札日・工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）

（4） 外封筒表記の商号又は名称が記載されていない入札書等

（5） 外封筒に開札日・工事名・工事箇所名・商号又は名称のいずれかが複数記載されている入札書等

（6） 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

（7） 第3条各号に掲げる要件を満たしていない入札書等

（入札書の無効）

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

（1） 中封筒がない入札書

（2） 中封筒表記の工事名、工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書等。ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。

（3） 中封筒表記に商号又は名称が記載されていない入札書

（4） 同一人が入札した2通以上の入札書

（5） 商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

（6） 発注者の記載がないか誤っている入札書

（7） 金額の記入がない入札書

（8） 金額を訂正した入札書

（9） 工事名又は工事箇所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書

（10） 工事名、工事箇所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書

- (11) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (12) 工事費内訳書の工事名又は工事箇所名が入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書
- (13) 工事費内訳書の商号又は名称が記載されていない入札書
- (14) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書。ただし、工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合は除く。
- (15) 内容の未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (16) 落札候補者となったが、提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しない者の入札書
- (17) 調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
- (18) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者の入札した入札書
- (19) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (20) 上記に掲げるもののほか、入札公告及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書。

(入札結果等の公表)

第17条 村長は、対象工事の開札状況を、落札決定後、速やかに喬木村公式ウェブサイトへの掲載により公表するものとする。

2 前項の規定による公表までの間は、入札の経過及び結果の問い合わせには一切応じないものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。